

学術集会の認定基準

1. 対象：日本核医学会認定薬剤師の生涯教育に役立ち、しかも核医学に関連した学術集会（各地方会で開催されている研究会、セミナー、講演会、症例検討会なども含む）

2. 認定基準

1) 学術集会の性格について

広義の核医学に関連した学術集会であること。

2) 運営および内容について

(1) 定期的で開催されており、その集會に會員が自由に参加できること。

(2) メーカー主催でないこと。（ユーザーズミーティングなど）

(3) メーカー共催に関しては、会費を徴収していること、規約または会則を定めて、および日本核医学会會員が世話人として名を連ねていること。

3) 規模について

(1) 都道府県数は、1 都道府県でも認める。

(2) 参加人数が、20人以上であること。

(3) 1 大学、1 病院または1 教室が企画する学術集會は認めない。

3. 申請・認定方法

1) 教育・専門医審査委員会に規定の申請書を提出する。

2) 教育・専門医審査委員会で審査し、理事会の議を経て決定する。

4. 認定単位

教育・専門医審査委員会にて審査の上、認定単位を決定する。